

⑤医療費控除申告用データ（XMLデータ）の取得（e-Taxで申告する方）

確定申告を「書面」で申告する方は、マニュアル④医療費通知の閲覧/医療費控除明細書の印刷（税務署に紙で提出する方）をご参照ください

【1】ログインしてトップ画面の「医療費情報」を押下する



本データは受診月から3か月後に配信される確定分を反映しており、未確定分や配信後の受診分は含まれない場合があります

【2】「医療費控除申告用データを取得する」を押下する



【3】e-TAXでの申告の場合は「XMLデータをダウンロードする」を押下する

XMLデータは開くと文字情報が並んで表示されるため、開かずにe-Taxへ取り込んでください



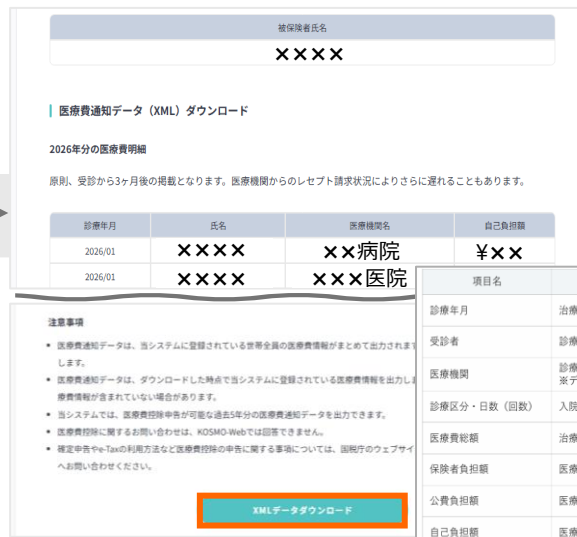
CSVデータは申告に直接使用できませんが、XMLデータ内容の確認ができたり、医療費集計フォームの作成に利用できます

【4】発行する対象年度をプルダウンで選択し、「表示」を押下する



システムに登録されている世帯全員の医療費情報がまとめて出力されます

【5】ページ下の「XMLデータをダウンロード」を押下する



【6】生年月日を入力して「ダウンロード」を押下する



注意事項

1) 医療費控除申告用データ（XMLデータ）内容および更新時期

受診した医療機関や受診時期、医療費総額や自己負担額などが掲載されています。自由診療や薬局での市販薬の購入など、保険適用外の費用は掲載されません。XMLデータは、受診月の約3か月後の上旬に、1か月単位で順次追加されます。（例：11月受診分は翌年2月上旬、12月受診分は翌年3月上旬に追加されます）

早めに確定申告をされたい場合は、XMLデータの追加を待たず、領収書をもとに手続きを行ってください。

なお、XMLデータは過去5年分まで取得でき、5年を過ぎたものは順次削除されます。

2) 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称が空欄の場合

医療費控除申告用データ（XMLデータ）において、「病院・薬局などの支払先の名称」が空欄、または具体的な医療機関等の名称が入力されていない医療費が含まれている場合は、当該データからその医療費を除き、領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」等に必要事項を入力する必要があります。この場合も領収書の5年間保存が必要です。記入方法や詳細は、ページ下部の国税庁ウェブサイトをご参照ください。

3) 医療費明細（医療費通知）と実際の負担額が異なる場合

医療費明細（医療費通知）は10円未満の金額まで記載される一方、医療機関の窓口では10円未満を四捨五入して支払うため、金額に差が生じることがあります。この場合は医療費明細（医療費通知）の金額でも実際に支払った金額でも、いずれを使用しても差し支えありません。

上記のほかに、国や県、市区町村の制度に基づく医療費の助成を受けている場合や、出産育児一時金、高額療養費などの給付金や保険金などがある場合、医療費明細（医療費通知）に反映されていないことがあります。その際の手続き方法はページ下部の国税庁ウェブサイトをご参照ください。

上記詳細およびその他の注意事項は国税庁のウェブサイトまたは最寄りの税務署にお問い合わせください

< 国税庁 > [No.1119医療費控除に関する手続きについて](#) [No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）](#)
[【確定申告書等作成コーナー】-医療費控除 よくある質問](#)